

火花

第 15 号

1982, 7

- ◎米帝＝イスラエルの侵略徹底糾弾！ パレ
スチナ・アラブ人民の苦難を全世界プロレ
タリアート・人民の共同行動で突き破れ！ 1
- ◎連合赤軍判決と連合赤軍問題の総括について 7
- ◎プロレタリアートに「潔さ」を説く
中野裁判長をけっして許さない！
——連合赤軍裁判判決について—— 13
- ◎非組織的な勇気とプロレタリアートの勇気 17
- ◎内申書判決の意味するもの 25
- ◎政治日誌（1982年5月15日～6月14日） 27

火 花

第 15 号 1982, 7

火花編集委員会

米帝||イスラエルの侵略徹底糾弾！ パレスチナ・アラブ人民の
苦難を全世界プロレタリアート・人民の共同行動で突き破れ！

I

八二年七月七日現在、イスラエル軍はベイルート西部地区を完全に包囲・封鎖し、電気・水道・食料の供給を断ち、停戦を破棄して砲撃を再開している。イスラエルの今回の戦争目的——すなわち、PLOの政治的・軍事的破壊——からして、イスラエル軍が西部地区へ突入し、パレスチナ人民・アラブ人民を大量殺戮するつもりであることはあきらかである。このことはシャロンやエイタンが重ねて言明している。南部レバノンだけで、すでに四万人の人民を殺戮し、同数以上を負傷させ、六〇万人におよぶ難民をつくりだしている。彼らが突入をひきのばしているのは、軍事行動ではなく（これであれば彼らの側にもおおくの犠牲が予想される）、政治交渉に

よって彼らの目的が達成されるかもしれない可能性をさぐっているからであり、ただそれだけである。米帝・レーガンが彼らを全面的に支持している以上、国連決議や政治的圧力や国際世論一般は、彼らの蛮行をとどめることはできない。彼らが足をとめているのは、六千人といわれるPLO軍事組織の抵抗の程度、それに応じた自軍の損害、それを計算しているからにすぎない。現状においては、中心軸はPLOの徹底抗戦、そのための戦闘配置にある。

PLOの敗北にせよ、政治的妥協にせよ、いままでの例からみて、イスラエル軍による血なまぐさい「ゲリラ狩り」——パレスチナ・アラブ人民への弾圧がおこなわれるだろう。イスラエルにとって、西部地区住民や南部住民はすべて敵なのであって、「ゲリラ」か否かは相対的な問題である。したがって軍事占領にたいする抵抗が、

持続し、激化するのはいくらかである。

II

今回のイスラエルの蛮行は、キャンプ・デービッドの合意の真のねらいをあげすけにせしめた。パレスチナ自治交渉の当事者であるべきPLOを抹殺し、イスラエル占領下での名目だけの自治をあたえること、レバノンからのシリア軍撤退とレバノン傀儡政権樹立、この構造へのシリアの巻き込みである。

イスラエルはすでにゴラン高原を併合し、ガザ地区とヨルダン川西岸地区において「民政移管」（これまでは侵略戦争の結果として軍事占領の形態）をおこない、事実上の併合、恒久的居すわりと新たなパレスチナ・アラブ人狩り——植民政策を強行してきた。イスラエルは、占領下各都市のパレスチナ市長を解任し、PLO支持の市長を爆弾テロで負傷させてきた。昨年末から今年始めにかけて、占領下両地区におけるパレスチナ人民の抵抗が激化した。七月四日には西部地区ナブルスで、パレスチナ支持デモがおこなわれ、イスラエル軍が発砲、二名のパレスチナ青年が射殺された。イスラエルは、この占領地区におけるパレスチナ人民の闘いとPLOの武装闘争とが緊密に結びつくことに恐怖を抱いたのだ。

キャンプ・デービッドにおいて密約をかかわした諸国にとって、PLOの軍事力と事実上の「解放区」（PLOとその軍事力およびパレスチナ人民はレバノン政府との協定によって合法的にその存在を承認されていた）を一掃することが必然的な帰結であった。PLOは国連においてパレスチナ人の唯一正当な代表であることが承認さ

れ、おおくの国に外交権をもつ代表部を置き、しだいに軍事力を強化しつつあったからである。

イスラエルは政治的愛好機をとらえて適確に行動した。エジプトとの平和条約締結、イラン・イラク戦争をめぐるアラブ諸国の対立、シリア・アサド政権の危機（イスラム同志会のテロと軍の反乱）、石油のだぶつきとOPECの分解、チャドにおけるリビアの失敗、リビアにたいする米帝の恫喝（シドラ湾演習、リビア機撃墜）、サダト暗殺後の米帝を中心とする中東合同大演習（沖縄・第三海兵師団が参加、上陸作戦）、さらに中国政府による一貫したエジプト・サダト・ムバラク支持、アフガニスタンへの長期侵攻とポーランド危機をかかえたソ連の軍事介入の限界等々。

イスラエルの侵略作戦は、今年はじめには日程にのせられており（昨年十月の米軍大演習はその前提）、四月のシナイ半島返還後砂漠の体制にはいり、ベギンはその口実だけをさがしていた。国境地帯にはすでに数万の軍隊が集結していたのである。言うまでもなく、米帝は、それを強力に後押しし、今回多大な損害を受けたシリアもふくめたアラブ諸国、およびソ連はそれを黙認してきたのだ。

III

この蛮行にたいして、イスラエル・エジプトにおいても大きな反対運動がうまれた。とりわけイスラエル国内における大衆的な反対運動——パレスチナ人との連帯、PLO承認——の登場は、過去四度にわたる侵略戦争にはみられなかった新たな事態であり、自衛戦争というデマゴギーがいまや通用しなくなりつつあることのあるあらわ

れである。六月二六日に「レバノンでの戦争に反対する委員会」による二万人デモ、戦車旅団兵士百人による侵攻反対嘆願書、七月三日に「ピース・ナウ」が主催する十万人デモ、七月四日二百人の元兵士によるシャロン辞任要求デモ等。

この新たな反対運動が登場しえたのは、交戦相手がアラブ民族ブルジョアジー、アラブ民族主義国家ではなく、パレスチナ人とユダヤ人の共存を保障しうるパレスチナ民主国家建設を綱領にかかげたパレスチナ人民の武装勢力であるからであり、かつその抵抗力が強力でイスラエル軍側にもおおくの犠牲がうまれていたからであり、この戦争が自衛のためのものではないことがあきらかであるからである。

しかし、この反対運動が短期間のうちにイスラエル政府の戦争政策を転換しうると期待するわけにはいかない。

イスラエルは、帝国主義列強による領土分割の利害、植民地支配の野望にしたがい、当初英帝、ついで米帝の支援のもとに、ユダヤ系国際金融資本の力によって、ユダヤ人のなかの最も反動的な層を組織しているシオニズム運動をもとにして成立した国家であり、現在のパレスチナ・アラブ人民を強制追放し（文字通り銃をつきつけ、殺戮することによって）、その後ユダヤ人を入植させ、アラブ人にたいして武装させることによって成長してきた植民地国家である。したがって、国内的にも徹底した人種差別主義が貫徹し、対外的には、アラブ侵略・土地強奪を不可欠なものとしている。このシオニズムは、ドイツにおけるナチズム、日本における天皇の軍隊・帝国主義とまったく同じ性格のものであり、その類似性は今回の作戦行動にもあらわれている（柳条溝、蘆溝橋等）。

戦行動をおこなない、高度に組織された戦争技術をもつブルジョア軍隊との戦闘においては敗北せざるをえなかった。それは、制空、制海権の確保、一挙・大量部隊の投入、大戦車部隊等による電撃戦・正面戦であり、それを可能とするレバノン南部の地形であった。レバノン内戦以降、南部レバノンの軍事的強化にPLOはとりくんできた。にもかかわらず、そしてイスラエル軍の作戦開始を正確に予測していたにもかかわらず、わずか数日にしてベイルート包囲を許してしまった。この軍事的敗北を分析し、革命戦争の戦術・闘争形態に関する教訓をひきだし、政治的好機の到来にそなえ、軍事的再編成——より強力な軍隊と巧みな戦術をつくりあげなければならぬ。ベイルート防衛戦の任務は、そのための教訓と部隊をうみだすことにある。

V

レバノンへイランと南イエメンが義勇軍を派遣し、リビアはシリア・イランとの統一軍形成を呼びかけ、朝鮮人民民主主義共和国政府は、パレスチナ人民が要求するなら義勇兵の派遣をふくむあらゆる形態の支持・支援をおこなうと呼びかけている。そして、日本赤軍をはじめとする国際的な革命諸組織の軍事部隊が最前線で闘いつづけている。われわれはこれを支持する。

一方、PLOはソ連の介入を強く要求している。しかしわれわれは、ソ連指導部の階級的・政治的性格（特権官僚支配、大国外主義、社会帝国主義者としての行動）からして、みづから犠牲を覚悟してまでの軍事支援はおこなわないと考える。米帝・イスラエルに

現政権のリクード連合にたいする反対党である労働党もまた一貫して侵略戦争を支持し、担ってきた党であり、労働総同盟も翼賛団体である。「ピース・ナウ」のより以上の成長は、不可避的にイスラエル政府の弾圧を招くだろう。彼らが真剣に平和を願うかぎり、シオニズムと手を切り、それを打倒しなければならぬ。

IV

PLOは、ヨルダンにおける敗北、レバノン内戦時のテリザータ敗北からたちあがり、数千の正規軍と各解放武装勢力をもつに至った。その装備は、いわゆるゲリラ組織としては最高水準のものであった。その闘いはシャロンをして「今回の作戦は困難をきわめ」と言わしめた。イスラエル軍当局は戦死者数の公式発表をしていないが、二七〇名以上と言われている。またイスラエル兵は、ボーフォール城攻撃の際、多数の死者がでたにもかかわらず、イスラエル指導者がイスラエル軍に損失はないと発表したことにたいし、憤慨しているという。PLOのアラファトは、イスラエル側のこれまでの死傷者は、政府発表のすくなくとも二〇倍であると述べている。いづれにせよ、PLO軍事組織は、イスラエル軍にたいし、根強い抵抗をしめし、かつ今後ともそうするであろう。これは、これまでの中東戦争において敗北してきたアラブ民族主義国家の弱さとの質的な差である。アラブ側の弱さは、反動政権または小ブルジョア民族政権の弱さであり、イスラエル側の強さは国際帝国主義の強さであった。

PLO軍事組織の抵抗にもかかわらず、周到に計画・準備した作戦にたいする政治的圧力という形で利用しうるとしても、シリア・アサド政権にしても同様であり、たとえアサド政権が対イスラエル全面戦争を考えているにしても、戦闘力の回復には時間がかかり、そのための援助によってより一層ソ連への従属を強めざるをえない。PLO、とくにPFLPはこの間一貫してソ連全面支持を主張し、アフガニスタンに関してはソ連を全面支持するか否かが、マルクス・レーニン主義者か否かのメルクマールである。これまで主張してきた。もちろん、米帝との対抗関係からして、ソ連が反帝勢力を支持・支援する役割を客観的に果たすことがある。しかし、それはあくまでもソ連における特権官僚支配の維持・拡大という行動基準からしてそのうるのであり、それに不利だと判断した場合、まったくあてにならないか、または裏切りの行為を平然とおこなう（エリトリア、エチオピア、ソマリア等）。

PLO、とくにPFLPはソ連とシリアをあまりにもあてにしすぎた（さらに国連平和維持軍にたいする幻想）。シリアにたいしては、レバノン内戦時には敵だとして規定していたのに、である。各国政府や各政党の階級的な性格と、それからしてどのような政治的態度、軍事的態度をそれぞれがとるか、とらざるをえないのかを分析し、それを戦術上の基礎にふくめなければならぬ。

㊦ 七月五日、ソ連外相グルムイコは、外交努力以上のことをするつもりはない、としてPLOの軍事介入要請を拒否した。

VI

われわれはふたたび確認しておかなければならない。アラブ民族

主義国家の利害の間を泳ぎまわり、そのときどきの国家の外交政策に従属するのをやめ、アラブ全域における革命・革命政権樹立を根本的に準備すること、このことがPLOそしてPFLPの任務であり、それとの結合―自国帝国主義打倒がわれわれの任務である。

日本政府は、国連外交を中心にイスラエル批難をおこない、「日本なりの政治的役割」をはたすことを公言している。これは、米帝との利害対立が深化しつつあることの反映であるが、実質的な意義はほとんどなく、実体は日米共同反革命作戦体制の強化―米軍による反革命介入支持をおこなっており、自衛隊の海外派兵をちらつかせている。

われわれはイスラエルの侵略を徹底して糾弾し、あらゆるレベルでPLOの闘いを支援しなければならない。われわれは、軍事を駆使しうる非合法党をかならず建設し、国際帝国主義―日本帝国主義

を打倒する。ブルジョア軍隊―自衛隊を解体する条件・方法を真剣にさぐり、準備し、着手する。

最後に、六〇年代末におおくの革命的人々が語り、実行せんとした言葉、そしていまや忘れさられたかのようになり、かつて革命的であった人達がなげすんでしまった言葉を引用する。

「ベトナム人民と連帯しようとする世界の進歩的陣営は、平民たちの拍手を受けてローマの競技場に立っている剣闘士を眺めているような苦い疎外感（イロニア）を覚える。侵略されている者の勝利を願うだけでは十分でない。なすべきことは、死と勝利の谷間で彼らと運命を共にして闘うことなのだ」（ゲバラ『国境を超える革命』より）



連合赤軍判決と連合赤軍問題の総括について

六月十八日、東京地裁で中野「裁判長」は、連合赤軍三「被告」にたいし、「異例ともいえる厳し
5」(『日経新聞』六・十九)判決をおこなった。

「人間らしい憐びんの情のかけらさえない」……「勇者の最後にふさわしく名譽ある自決をする
思いきや、おめおめと全員逮捕されて生き恥をさらした」……。

あらんかぎりの罵倒をして憎悪。

これはいったいだれにむけられたものか？ いうまでもなく、へプロレタリアート独裁樹立・権力
奪取を主張して武器を手にした組織にたいしてである。

まさしく、今回の中野判決は、ブルジョアジーのプロレタリアートにたいする新たな宣戦布告にほ
かならない。しかし、それにとどまらない。

すなわち、中野はそこで、連合赤軍闘争についての——したがって、また、六〇年代末から七〇年
代初頭の武装闘争にたいする——、ブルジョアジーの側からする一つの決着づけをおこなっている。
だからこそ、十年間つづいてきた連合赤軍問題についての議論はいまふたたび、新たな形で活性化
しつつあるのだ。

もとめられているのは、この問題にプロレタリアートの側から決着をつけることである。

われわれは、主に、中野判決文(「要旨」『読売新聞』六・十九)と永田洋子君の最終意見陳述

「連合赤軍の誤ちをくりかえさぬために」(上・中『インパクション』⑰⑱)を検討対象にしなが
ら、この問題にたいする自己の態度をあきらかにしておきたい。

I

判決文は理由説明にあたって、連合赤軍の理論を「はなはだ抽象
的・観念的な理論であった」と断定するところからはじまっている。
この評価のベースとなっている検察官の「論告」について、永田君
はこのべている。

「検察官が、弁護団の内乱罪で審理せよという主張を否認する
ために、当時の私たちの路線を排除し、暴力革命論一般でかた
づけ、その具体的な検討を一つも行わなかった」(『インパク
ション』⑰P八二)

この糾弾自体は判決文にたいしてもただしい。判決文が「はなは
だ抽象的・観念的な理論」というとき、それは彼ら自身が連合赤軍
の理論と実践を具体的・客観的に分析してないことの「告白」にひ
としく。

ところで、永田君は——これは植垣君や坂口君も共通しているよ
うである——、この糾弾をつぎの点からおこなっている。

「赤軍派、革命左派の革命戦争路線は……極左主観主義であ
った」

連合赤軍問題は、

「極左路線の必然的帰結」

「このような極左的武装闘争とマルクス主義の暴力革命論は、
縁もゆかりもない」

にもかかわらず、

「当時の私たちの『革命理論』を具体的に分析せず、それがあ
たかもマルクス主義の暴力革命論であるかのように強弁してい
る」(同前)

ここで永田君は、マルクス主義暴力革命論をそれ自体物神化して
もちだし、これに連合赤軍の革命理論を「縁もゆかりもない」「極
左主観主義」という形で対置する手法をとっている。これは、「具
体的に分析」してないことを批判しながらも、結局、自分自身が観
念論におちいり、具体的分析にすりかえるものである。

これでは、ブルジョアジーに「はなはだ抽象的・観念的な理論」
といわれても、その反動性をとことん暴露することはできない。だ
が、永田君の主要な誤りはそのことにあるのではない。

主要な誤りは、永田意見陳述書がその目的を「連合赤軍が極左路線の
必然的帰結であることを明らかにする」ににおいている点である。

なるほど、連合赤軍の理論(路線)を「極左主観主義」と評価し
えないことはない。しかし、それでは連合赤軍のはたした階級的役

割（よい意味でも悪い意味でも）をあきらかにすることはできない。永田君は当時の階級情勢との関係ではただ、

「この革命戦争路線には、米日反動のインドシナ侵略戦争に反対した、という側面があった」

「ところが論告には、このインドシナ侵略戦争のことは、一言もでてこない」

とのべているにすぎない。換言すれば、連合赤軍闘争の意義を当時の階級情勢一般のなかに流しこむことによって、連合赤軍闘争自身の革命的意義を曖昧にしているのである。

というのも、「インドシナ侵略戦争に反対した」というような側面だけであれば、なにも連合赤軍闘争に限定せず、新左翼諸党派の闘いすべて、また、ベ平連、ある程度社共に至るまでひろげることが出来るから。連合赤軍闘争をつらぬいている路線（革命戦争路線）はかかる一般的なことにあるのではなく、ベトナム革命戦争を先頭とする国際階級闘争の高揚に呼応して帝国主義心臓部でも武闘を開始し、機動隊の重包囲による階級闘争の封じ込めを突破していくことにある。

この闘いが、プロレタリアート・人民のすくなくない人々の心をとらえることができたのは、かかる積極性にある。

さらに重要なことは、ヘプロレタリアート独裁樹立・権力奪取をめぐす組織が、銃を手にして登場したことによって、日本階級闘争の新しい領域を切り開いたことである。それが、血の粛清を不可分とするものであったとはいえ、この客観的現実にはかわりなし。

以降、東アジア反日武装線戦や中核派等のゲリラ闘争の形で、武

てはならなかったということだろう（保安処分攻撃と同一の思想）。したがって、永田君がこの点を批判しているのはまったく正当である。

ところで、彼女がそれに対置している「極左主観主義」を貫徹するさいの「党派政治・党派主義」というのはただしいだろうか。

永田君はこれを、

「私は連合赤軍敗北以降、川島豪氏、坂口氏らの革命左派に從属し、七四年四月からは赤軍派（プロ革）や日本社会科学研究所をつくった塩見孝也氏に從属した」（『インバクシオン』⑩ P八三）

ことの確認からはじめ、主要に自分がそのときどきの有力な指導者に追隨してきたことの反省（総括）として提出している。そして、これにからめて、血の粛清の原因をつぎのように分析する。

「誰れが最初に摘発したかということは主要なことではない。誰れに個人批判―総括要求の主動権が握られていたかという、主動の問題が、主要なことなのである」

「『共産主義化』の本質が、個人批判―総括要求によって行われた赤軍派ヘゲモニーによる革命左派の圧倒・解体である」

「十二名の同志『殺害』の本質……それは、個人批判―総括要求によって行われた赤軍派のヘゲモニーによる新党結成である」（『インバクシオン』⑩ P四二―五九）

もとより、われわれは、彼女が責任を転嫁しようとしているかどうかといったことには興味がない。しかし、であればこそ、この主張は無内容であるといわねばならない。

なぜなら、これでは血の粛清の対象が革命左派と赤軍派にほ

装闘争の現実性が深化しているし、プロレタリアート・人民は武装の必要性について自覚を強めている。

判決文の「追いつめられ、逃げ場を失った暴徒が血迷ったあけく敢行した居直り強盗」「城塞のような山荘を背にして安全かつ一方的に攻撃した」という主張はあきらかにこの現実をたいすれブルジョアジーの恐怖心の表明にほかならない。

永田君はこれを直視しようとしながゆえに、中野判決と徹底的に闘争することができないにちがいない。

II

もちろん、かかる連合赤軍闘争の巨大な意義が、血の粛清と不可分に存在した以上、その反動的役割にほりかむりすることは許さない。

ブルジョアイデオロギーの党内への流入との闘争、党員の再登録やスパイの摘発等という意味で、血の粛清一般を否定することはできない。しかし、連合赤軍のそれは、対象・方法・手段において判明しているかぎり、完全に誤っており、革命運動上の一つの犯罪である。

いったい、連合赤軍は、なぜ、このような誤りを犯したのであるのか？

判決文は、その根拠を個人の性格にもとめている。これは、連合赤軍闘争を「現行憲法秩序の容認しない銃と爆弾によって貫徹しようとする独善的・反社会的なもの」とするブルジョアジーからすれば、血の粛清の原因を「狂気」「異常性格」以外にもとめ

ほ均等であるという事実や、暴力的手段の説明がつかないからである。もしかりに――これは十分考えられることだが――、新党結成をめぐるヘゲモニー争いがあったとするなら、どのような路線とどのような路線が対立したのかを具体的に総括しなければならぬ。しかし、永田君はそれをするかわりに、

「私がくりかえし行った路線問題の解決――レジュメ作成の要求……私は何度もこの問題を出しつづけた。そのたびに、森氏はそれを『共産主義化』の強調や総括要求強化等によってあいまいにしたり、否定したりした」

と泣き言をのべているにすぎない。彼女はあきらかにこのことに無自覚であり、問題を党的に切開きかけていない。

赤軍派と革命左派という路線のちがう組織が、へ非合法―軍事へを共通項として、単一化へのステップをふんだこと自体は問題ではない。問題は、両者の間にある相違点――これはたんに綱領・戦術にとどまらず、規律や「作風」にいたるまであらゆる面で存在したはずである――を、統合にむけてどのような条件・手段・方法によって克服しようとしたかである。両組織の指導部が、統合についての協議にはいる政治的決断をおこなった段階で、当然、この問題について意志一致がおこなわれていなければならぬ。これは、分界線を引く作業が、どちらからみても十分でなかった以上、決定的に重要だったはずである。

しかし、実際には共同軍事訓練や「連合軍」形成が主内容となっている。そして、軍事路線の共有を政治的統合にたかめていく闘い

のなかで、「銃による共産主義化」が提起されている。

このことは両組織の路線のちがいをめぐる闘い——党派闘争・党内闘争——や、規律・「作風」の再編といったことが、主に「行力」によって——したがって、一個の権力によって——なされていった根拠をしめしている。

永田君は、連合赤軍問題を「極左路線の必然的帰結」としている以上、また、「新党形成をめぐるヘゲモニー争い」があったとする以上、両者のそれぞれの「極左路線」の展開過程や再編過程を、この組織統合——新党形成をめぐる闘いにおいて総括すべきではなからうか？

連合赤軍は新党形成に失敗し、党的に破産しているのである。

連合赤軍問題の総括が十年たったいまも混沌としているのはまさに、この党的総括をやりぬき、単一非合法党建設にそれを教訓化しきれてないからにほかならない。

III

以上、連合赤軍判決をめぐる攻防での永田君のブルジョアジーへの屈服を暴露してきたわけだが、この傾向は彼女一人に限ったわけではない。

六九年結成以降、逮捕された赤軍派系のおおくの諸君は、獄中でブルジョアジーに思想的に屈服している。そして、いまではすくなくない諸君が、生活的にもブルジョアジーに解体されている——こうした点ではわずかながら、革命左派の方がすぐれていたよりのである。

発生的武闘がそのまま放置されたことにもとづいている。だから、この問題に決着をつけるためには、単一非合法党を建設し、一切の自然発生的運動を、とくにゲリラ的・バルチザン的な武闘をその統制下においていくことが不可欠の条件である。

また、これこそ、今回の連合赤軍にたいする反革命的判決を打破する最良の道である。

しかし、これは一回の会議やたんなる論戦によって実現しうるものではない。

すでにあきらかにしてきたように、プロレタリアート・人民の闘いは、連合赤軍闘争を頂点として権力闘争の新しい局面を切り開いている。今日の党派闘争が、暴力的形態を不断にとつてあらわれるのは、このことに客観的根拠をもっている。

ブルジョアマスコミは、いま、この事実を最大限に利用して、七〇年代初頭の武装闘争そのものが現在の運動の分裂状況の原因であるかのようなキャンペーンをはっている。

たしかに、連合赤軍が思想的にも実践的・組織的にもおおくの欠陥を内包していたことはいままでもない。また、それは当時の新左翼諸党派におおかれすくなかれ共通するものであった。この欠陥が、その後の分裂の一因になったのは事実である。だがそれは、階級情勢の転換に全面的にこたえられなかった一因という意味にほかならない。

六〇年代末から七〇年代初めの武装闘争は、国際的背景（ベトナム革命戦争を先頭とする国際階級闘争の高揚）をもった客観情勢によって日程にのぼった。それは、日本階級闘争が、たんなる反政府闘争から、帝国主義政府打倒・プロレタリアート独裁樹立をふたたび正面にすえる局面に突入したことをしめしている。だから、六〇年代階級闘争を領導してきた新左翼諸派に問われたのは、政府問題、権力問題、軍事問題、非合法組織の問題をめぐる新たな飛躍（綱領上、戦術上、組織上で転換すること）であった。いわゆる、七〇年代初頭の武闘——その象徴として、連合赤軍闘争やテルアビブ闘争がある——は、この階級情勢の転換局面における中心的実践として存在したのである。

したがって、連合赤軍の欠陥は、武装闘争を切り開きながらも、それを「血の粛清」と一体のうちにしか実現しえなかったように、この転換を党的に推しすすめえなかったことにある。

一連の武闘派——赤軍派に代表される——のブルジョアジーへの思想的屈服は、このようななかで非合法党建設がたちおくれ、自然

そして、また、種々の民主主義闘争や一連の政治課題をめぐる闘いにしても、ここからして、そういつた課題自体を掲げることによつては、運動は、一步も前進しえなくなっている。というのも、実際の政治においては、その課題自体をめぐる、権力闘争の質で党派闘争が闘われているからにほかならない。

したがって、今日の階級情勢をふまえながら、政府問題・権力問題を軸に、綱領上、戦術上、組織上で分界線を引く仕事を、プロレタリアートの独自の利害以外なんの利害をもたない組織として徹底しておかない、そこに単一非合法党の確固たる基礎をすえていくこととでなければならない。

われわれはかならず、この見地から連合赤軍問題の総括を実践的にやりぬき、その党的責任をはたしていくであらう。



プロレタリアートに清潔さを説く中野裁判長をけっして許さない！

I

「本事件の特質は、迫いつめられ、逃げ場を失った暴徒が血迷ったあげくに敢行した居直り強盗と評するほかない蛮行であって、革命などとはなんら関係がないことである。これを権力に對するせん滅戦とか内乱を目的とした戦闘などと主張するのは、まことに笑止千万、牽強附会もはなはだしいといふべきである。ここには革命の大義名分などみじんもなく、ただ血に飢えた暴徒による無差別殺戮があっただけである。／＼かくも多数、人を殺傷して無法の限りをつくした犯人は、逮捕されることを潔しとせず、勇者の最後にふさわしく名誉ある自決をすると思いきや、最後まで人質に隠れてわが身をかばい

続け、おめおめと全員逮捕されて生き恥をさらした。まことにきょう懦これにすぎるのはなし」

われわれはこの傲慢きわまりない、しかし恐怖心に満ち満ちた言葉をけっして忘れはしない。プロレタリアートは、この言葉を吐いた裁判官中野武男をけっして忘れてはならない。連合赤軍裁判判決の意義は、右の言葉に集約的にあらわされている。それは、革命をこころざすものへの全面的な挑戦であり、革命運動全般の全面的否定である。それは、六〇年代末七〇年代初めの革命闘争にたいする日帝ブルジョアジーの側からする結着づけであり、いまあらたに革命闘争に参加しつつある人々への恫喝である。

このように、敵が、につまりつつある階級情勢下で攻撃を強める中で他方、敵に屈服し、反革命侵略戦争への道をはき清める役を買

つてでる人々も増えてきた。二一三年程前から論壇・ジャーナリズムの中で、全共闘・反戦運動の元活動家たちが急に無責任きわまりない騒ぎをはじめたが、その中のある人々は、公然とマルクス送葬をわめきはじめていた（笠井潔＝黒木龍思、その他）この動きのことも尖鋭なものが、土田・日石・ピース缶裁判での、および、警視總監公舎裁判での、真犯人探し劇である。こうした連中は、しきりと、新左翼運動・反戦・全共闘運動の総括を、とか叫んでいるが、隠然とあるいは、公然と敵に依拠した上で、いかにそれらしきことをいったとて、それはしよせんみずからの敵への屈服を隠蔽する隠れみのにすぎない。先進的プロレタリアは、連合赤軍裁判判決を一つの節とする敵の攻撃を、こうした動き全体としてとらえ暴撃し、反撃せねばならない。

かの牧田君やその同類どもがいうまでもなく、いま、緊要に新左翼運動の総括―われわれの側からする総括が問われている。

II

われわれは、七二年の二つの闘争（連合赤軍闘争とテルアビブ闘争）を象徴とする六〇年代末から七〇年代初頭の武装闘争のトータルな総括をとおして、新左翼運動の止揚＝新たなインタナショナル＝単一非合法党建設をめざしてきた。連合赤軍の闘いは、その巨大な負の遺産を残したにもかかわらず、テルアビブ闘争とともに新左翼運動が到達した最高の地平を切り開いた闘いであり、その地平を実際の組織的闘いによって克服することなしに新たな前進はないとわれわれは、考えてきたし、考えている。新しい階級闘争のつまりがすすむ中

で、ここ十年の闘いの結着が問われ、飛躍にむかうわれわれをはじめとした部分とそこから脱落し、敵に屈服していく部分との分界が鮮明になりつつある。

二つの闘争は、次のことをわれわれにしめした。

第一に、共産主義革命をめざし、プロレタリア独裁樹立を闘いとらんとするかぎり、ブルジョア独裁国家・資本の支配を転覆するため、本格的な武装闘争・革命戦争が不可欠であり、その展開の条件が存在していることを実際上組織的闘いとしてしめした。

第二に、そうした闘いは、とりわけ帝国主義本国下のプロレタリアート・党にあつては、自国の帝国主義打倒の闘いとしてまずなさねばならず、しかも同時に一国一地域的な利害にとづかない、国際的なプロレタリアートの利害を優先させた闘い―口先だけでなく、身をもってする国際的なプロレタリアートの利害のための闘争を不可分のものとして含みこんだ闘いとしてなさねばならないことをしめした。

第三に、だが、そうした闘いの勝利的展開は、それまでの新左翼運動総体に根強くあつた過程としての党や戦略・戦術の党によつてはなされえず、他でもなくプロレタリアートの革命を最後まで指導しぬく、非合法党建設をめざす根底的な党の革命が不可欠の条件であることをしめした。それは、連合赤軍においてはいうまでもなく、テルアビブ闘争においても、それをうみだした組織の解体を犠牲として闘われたことによくしめされている。

III

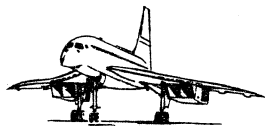
新左翼運動が、スターリニズム諸党への反対派として出発し、スターリニズムの克服、左翼反対派からの脱却をめざしたものであったかぎりで、ブントは、なによりも、いわゆる旧左翼にたいしてもっとつよく戦闘的に闘いぬくことを最大の党派性としてきたことからして、また、そのために依拠してきた種々様々の思想的理論的面からしても、新左翼運動の集中的表現であった。

六〇年代末に開始されたブントの党内党派闘争は、この従来の闘い——へ綱領・戦術・組織上の一切を問い直す作業としてあったが、ここでつきだされた課題総体を、現実の実践として階級闘争の現実に刻印したものを七二年の二つの闘いであった。この闘い直後から生じた大規模な清算主義潮流の登場、分解過程は、よくこのことを物語っている。清算主義派の人々は、今日、赫旗派としてかたまり、また、この二つの闘いの総括を回避しつづけてきた人々は日向派に代表される。だが、いずれにせよ、これらの人々は、かの中野判決にたいして、権力に裁く資格はないとかの一般的言辭を弄するだけに違いない。資格があるうがなかるうが敵は、敵のやり方にしたがって日帝・ブルジョアジーからの結着づけをおこなっ

てきているのであり、そうである以上、問われているのは、われわれの側の評価・態度、つまり組織的実践としての結着づけである。二つの闘いとどのつまりは清算し、否定する人々に中野判決を批判・粉碎する資格はそれこそない。

IV

六〇年代末から七〇年代初頭の闘いが集中的に実践上つきつめた課題にこたえるわれわれの側からする結着づけは、なおおわっていない。なお、おおくの困難がある。だが先進的なプロレタリアは、新たなインタナショナル単一非合法党建設によってその任務をかならず果たすであろう。そのために、いま問われているのは、ここ十年の闘いの点検とその蓄積にもとづく飛躍である。先進的プロレタリアはみずからの労をおしむことなく、種々様々の共産主義者の党派・グループが、ここ十年なにをしてきたかを実地に点検しなければならぬ。



I

土田・日石・ピース缶爆弾「事件」デッチ上げ裁判で、アナキスト牧田吉明君が弁護側証人として出廷し、ピース缶爆弾「事件」の真犯人はわれわれだ、と証言した。被告・弁護団、一部支援者、牧田証人のこの敵への投降・タレ込みをわれわれは断固として糾弾するとともに、こうした投降・タレ込み路線がなぜ全面化したのかを分析し、教訓をひきだし、それとどう闘うべきかをあきらかにした。

六〇年代末〜七〇年代初頭の武装闘争の展開過程で、おおくの敵への屈服が生じた。土田・日石・ピース缶爆弾「事件」、警視総監

公舎爆弾「事件」の大大小小的デッチ上げは、こうした一連の闘り側の敵への屈服のなかでなされたのであった。なぜあんなフレイム・アップがなされたのか（それを可能とさせたのか）、当時の闘り側の陣型はどうなっていたのか、こうした点の総括―教訓をひきだし、誤り・欠陥を克服する闘いの構築と結びつかないかぎり、フレイム・アップ粉砕の闘いは、それが裁判闘争というごく限定された闘いであればあるだけ、理路を失うことになる。土田・日石・ピース缶爆弾「事件」の被告・弁護団はあきらかに道を踏みはずしている。無実をほらすことを一切の活動の基準とし、そのためにはどんなことをやっても許されるという路線をひた走っている。真犯人探し路線は、フレイム・アップを許した闘り側の欠陥を摘出し、その克服にむかひのではなく、フレイム・アップを許した欠陥を曖昧にす

るばかりか、その同じ欠陥のうえにたち、それを拡大するものである。くわしくみよう。

II

裁判そのものについてここでは省略する。それがデッチ上げであることは、よほどの悪意をもってイデオロギッシュにみる人々（たとえば、牧田証言についての『週刊新潮』八二年六月三日号）以外には、だれの眼にもあきらかである。ごく最近、被告たちの自供調書（唯一の証拠！）がほとんどすべて証拠として採用されなかった旨の新聞報道にもわれわれは接している。

今回の牧田証言は、このデッチ上げをより一層明白にするためになされたのであろう。たしかにこの証言によってより一層デッチ上げは明白になり、被告たちの無罪の可能性は強まった。

だが、被告・弁護団の「なにがなんでも無実をほらす」という裁判闘争方針は誤っている。

被告・弁護団の「なにがなんでも無実をほらす―真犯人探し」路線は、実際はなにをやっていないのに「と」いうところから発想されるものである以上（あくまでそこから離れられないものであり）、現実のブルジョア法体系を容認し、それによって真実か否かを判断しようという徹底したブルジョア国家賛美のシロモノである。これをささえている価値意識は、結局のところ基本的な人権や個人の自由にはかならない。そこには、この市民社会でごく普通にくらしていくこと（つまり、革命運動に身を投じないこと）を良しとし、それが妨げられていることへの告発がある。

被告・弁護団はなにをやっていないものがメチャクチャな弾圧にさらされ、十年も獄に入れられ、増淵君は獄死の可能性すらある、とかいろいろ心情に訴えるであろう。こんなことは許されない、あってはならないことだ、とたたみかけてくるだろう。

これはまことにわかりやすく、「常識」に訴えることばだ。しかし、このわかりやすい「真実」「常識」は、現実―進行している現実のまえに無力である。人はいうだろう。「フム、確かに、なにをやっていないだろう、……だが、……だが、やっぱり、なにをやっていたのだろうか？」これこそ、被告・弁護団が読みそこなっている世の健全なる常識というやつだ。この健全なる常識を真向からうけとめ、それをいわば粉砕し、鮮明なる階級意識を分界せしめる闘いを構築しようと思えぬなら、フレイム・アップを粉砕することは結局はできない。「あってはならぬこと」は、現にいくつもおこっており、これからおこりつつづけるだろう。「やっぱりなにがやっているのだろう」という常識は、この確かな現実から発せられている。この世が階級社会であり、階級闘争がけつして絶えることがないということ、その常識は確かに反映している。この現実―階級社会・階級闘争の現実を根拠をもった常識をまともに相手をして、実際はなにをやっていない「だとか、あつてはならない」とかの一つの「ウソ」を言うことは、どんなに無力であろうか。そこには、警察、検察庁、裁判所、監獄等々の権力機構のなかに閉塞せしめられ、『週刊新潮』級の悪意にとりかこまれた小ブルジョアの悲鳴がある。

六〇年代後半、被告たちはおおかれすくなれ新左翼運動に加わっていた。しかし、六九年秋の闘争の敗北、反戦―全共闘運動の敗

北のなかで、彼らはしだいに戦線から離脱していったようである。そこには、彼らや、彼らをもくめて多数の先進的活動家をひきつづき指導しぬく党の敗北があった。プントの党内・党派闘争はそれをもっとも如実にしめしてみせた。闘り側の陣型が、こうして解体しはじめた。七〇年代初頭までの一連の武装闘争は、この闘り側の陣型の解体をなんとかいとめ、そのなかで、問われた党の革命の遂行、単一の非合法党をつくりだす条件をあてはしたが、しかしあきらかに限界をもち、ほかでもなくプロレタリアートの革命を指導しぬく党建設の闘いは成功しなかった。あれこれの無党派武装闘争、赤軍派に典型的な戦闘団化した党派による一連の武装闘争は、それら全体を指導する党を欠くことになって、各戦闘組織の無党派性、非組織性を露呈させることになった。闘いそのものの流氓主義をはじめ、とりわけ、すでに何度も指摘されている通り、「戦闘（運動）がすべてであるとは無」という団結、諸個人の人間のつながり（それはたとえば、闘争―労働―学習の三結合とかの理論的表現をしばしばあたえられた）による団結、総じて、へ綱領・戦術・組織（規約）という明確に对象的な形であきらかにされた団結の質――基準をもたないそれは、実際に闘いがなされ、敵―治安権力機構との直接のぶつかりあいのなかで容易に崩壊することとなった。自供―敵への屈服があいついだ。防衛すべきものは、往々にして戦闘そのものによって喪失しており、敗北した組織はそれで終りであり、また個人にかえって一から出なおすとされてきたことから、この敵への屈服は、純粹に諸個人の資質の問題――個人の弱さや強さの程度の問題――に還元されるといふ傾向をしばしば露呈した。そうしたなかではすくなくとも、闘いの経験を蓄積していくこと、敗北の

それを隠蔽し、それに依拠する以上は。あからさまに言おう。真犯人がわかって、それで、権力がどう打撃をうけるといふのだ。権力は、逆にほくそ笑んでいるにちがいない。闘り側の秘密の、地下の交通路をみずから通報してくれるとは、貴重な情報を利用せぬ手はない、糸をたどってやろう。これでもた一つ新たなフレイム・アップのネタを仕入れた、と。

III

以上述べてきた歴史的事情から言っても、党的部分の責任は重大である。くりかえすが、赤軍派をはじめとして、組織性を喪失し、諸個人に解体していったが故に、敵にみずから屈服していったのであるし、土田・日石・ピース伍爆弾「事件」、警視總監公舎爆弾「事件」のデッチ上げがまかりとおることを許したのである。かつての赤軍派のおおきの人々は、このことをきちんと総括していない。いま赫旗派に結集している人々は、かつての武装闘争を清算するのとで総括の道のみずからふさいでいる。ピース伍「事件」で牧田君に先立って真犯人だと名のりてた元赤軍派の若宮君も、いまなお、組織的責任――唯一の責任のとり方である――をとりえないことで理路を失っている。フレイム・アップにたいして党的部分に大きな責任があることを直感している若宮君は、しかし、その責任をあくまで個人的にとろうとすることで、総括する立場を放棄し、その「まじめ」な想いを個人的な、高尚な悩みに昇華させてしまったのだ。若宮君よ、君のそうした悩みや責任感に拜跪することこそが、党的敗北やフレイム・アップを許しているのだ。一連の武装闘争は否定

教訓をひきだし、将来にわたってそれから学び、克服していく組織的継承性は、問題にされることがなかったのである。

闘り側のもっとも中核的な部分にもみられたかかると非組織性（無党派性）と個人主義は、当然にもほかに影響せぬわけはなく、あれこれの諸個別闘争への埋没なりが生じた。大衆諸組織と党的部分との亀裂は深まった。連合赤軍の敗北は、この傾向にさらに拍車をかけた。この党的指導の側の危機を、たとえば当時の中核派は、即自的な無党派性への批判活動によってきりぬけようとした（彼らは一方で、七・六以降この無党派性に拜跪していたのだから、なにをかいわん、である）。敵はここで、各戦闘組織を各個撃破するとも増淵君らのような、かつて闘いに参加し、すでに戦線を離脱しつつあった人々を利用し、かの亀裂を一層深めるためにフレイム・アップをはかったのである。

増淵君たちに問われているのは、こうした歴史的な総括、なぜ自分たちがフレイム・アップに供されたかの総括であり、指導的部分への批判である。それをあくまで組織的に遂行していく闘いの構築である。こうした作業のなかで、一連の武装闘争への歴史的な評価も、感情的なものをこえて客観的に定めていけるであろう。なにがなんでも無実をほらす――真犯人探し、路線は、こうした組織的闘いの一切を回避し、闘いの総括を、基本的な人権・個人の自由のイデオロギーで曖昧にし（自己の過去の闘いの無総括）、指導的部分への批判を、それへの憎悪と被害者意識におきかえてやる。これではフレイム・アップを撃つことにはならぬ。フレイム・アップに利用された根拠、フレイム・アップを堂々とやられた闘り側の根拠、すなわち党的指導の欠如、非組織的個人主義を摘出するのではなく、

されるべきものであるのか否か、若宮君は、問題のこの核心を曖昧にし、結果として武装闘争清算派（赫旗派等）を利している。

フレイム・アップを許していった党的指導の責任は、あれこれの個々の個人の良心によってはたされるものではない。それは、まさしく非合法の党――あれこれの武装バルチザン戦争等を全体として指導しぬく党を建設することによってしかはたされない。へ綱領・戦術・組織（規約）のなかに確定された団結の基準を党的意志としてあきらかにした単一の非合法党を建設していく以外には道はないのである。もちろん、党とその指導があるからといってフレイム・アップがなくなるわけではない。むしろ、より執ように、巧妙にそれをつづげんとするであろう。しかし、運動に確固さと継承性をあたえる党の組織活動があつてはじめて、また、その活動に様々の大衆運動が結びついてはじめて、そうしたフレイム・アップを暴露し、粉砕することができるようになるのである。

この点でわれわれは、戦前の日本共産党の人々、とくに三・一五、四・一六弾圧の被告たちが、党の利益を防衛するためと称してみずからすすんで供述していったことも教訓とすべきである。彼らの言いは分はこうだった。徳田球一は言う。

「〔転向した人たちの〕調書は、敵の都合のよいようにつくり、党の姿はすっかり混乱し、ゆがめられてしまった。われわれはこれにたいしたたかかわなければならぬはめになった。党のただしい姿を、人民のためにたたかかった実際の姿を、党外の大衆にもうつたえ、党内の同志にもつたえるために、いやおうなく陳述せねばならなくなった。……われわれは予審の陳述をはじめた。」（『獄中十八年』より）

このまったく誤った、目先だけのことを考えた非組織的な路線によって、それまで頑強に否認（戦前はいわゆる黙秘権は認められていない）をつづけていた、日本の共産主義運動史上でもっとも優秀な労働者革命家の国領伍一郎や杉浦啓一などもすすんで、詳細な供述をするに至るのである。以後、共産党の活動のなかで、黙秘の伝統は築かれることはなかった。こうして、おおくの党外大衆の党への信用を失墜させ、党を大衆から遊離させることになった。

若宮君の、そして今回の牧田君の証言は、どんなに弁解をしようとして、六〇年代末〜七〇年代初めに、階級闘争の最先頭にたち、武装闘争を展開した人々の大衆的信用をいま一度おとしめた。武装闘争をやるうというやつには、危くて近よれない——この世論づくりに大きく寄与したのである。

しかも、今度の牧田君証言は、今日の階級情勢全般からいって、きわめて犯罪的である。階級矛盾のつまりと、ますます拡大する大衆的たちあがり、一方で、この十年來の党の革命の最終局面と党建設の飛躍、また、六〇年代末〜七〇年代初めとは質的にことなつた形で、つまり、党的指導としっかり結びついた形での武装闘争展開の激化——こうした今日の情勢に、牧田証言は冷や水をあびせかけ、平和な闘いの道へとネジまげる働きをすることになる。

V

まとめよう。フレイム・アップにたいして闘うためには、あくまで組織的に対処していく以外にない。すなわち、党の闘いに結びつくことである。このことをすくなくとも射程にいれないかぎり、不

これと騒ぎたてた。そのなかの一つ『週刊文春』（八二年六月十日号）等に牧田君のインタビュー記事がでていた。

そこで牧田君は法廷で名前をだした、三瀧、桂木、田辺氏らとの関係のことで、証言することについてのやりとりなどについてあれこれ述べている。とくに三瀧、桂木、田辺氏にたいして、市民社会にどっぷりつきり、かつての闘いにほおかむりをしていてと批判している。

この読むだけで、まったくうんざりする記事からつぎのことがわかる。

①牧田君にとって、ここ十年あまりという年月は、決局なかったということ。ぐじぐじ、ウジウジ考えた日々もあつたではあるが、ともかく、闘いの総括をし、新たな闘いをつくろうとした日々はまったくなかったということである。その意味で、牧田君に、三瀧、桂木、田辺氏らを批判する資格はない。同じ穴のムジナではないか。まさしく、六〇年代末〜七〇年代初めに闘った者にとって、ここ十年あまりをいかにすごしてきたかは、一つの決定的な判断材料である。

②資格のないものどししの批難合戦（しかも、週刊誌や新聞をつかつてのどし）にうつつをぬかすということから彼らがかの連一の武装闘争を頂点とした闘いを、まったく表面的なレベルでしかとらえていないこと、だから、それらの闘いをなにかしら、自分たちだけの闘いと、自分たちの想いや決意や、思いつき等々によるものだとか考えていないことがわかる。彼らは、一連の闘いが、彼らの思うような底のあさいものではなくて、きわめて深い社会的根柢をもって闘われたことをまったく理解していない。牧田君は、「我

可避にブルジョア的ないし小ブルジョア的な路線に足をつっこむことになる。ブルジョア法体系を前提とし、それを基準に真実か否かをおいともめ、基本的人権・個人の自由への侵害を告発することになる。牧田証言—真犯人探し路線は、どこをどうとつてもよいところはなない。ただただ敵を利するだけである。被告が裁判の情状上有利になることはあつても、それはみずからのそれまでの闘いを一切否定し、平穩なる市民社会への復帰をもとめることでしかない。

この転換は、彼らの闘いの非組織性を総括しえないところからきた。非組織性は、無党派性は、小ブルジョアを特徴づける。

これにたいして、「プロレタリアートには、組織のほかにどんな武器もない」（『一步前進、二歩後退』）。へ綱領・戦術・組織（規約）として、明確の団結の質を規定している党、その団結の、活動の基準を、大多数のプロレタリアートの意志として確認している党。こうした党を建設するときには、たとえ根こそぎの一斉檢舉に見まわれようと、その団結と活動の基準の点検と総括から、新たな組織的活動が絶えることなくつづけられるだろう。この組織性、継承性を信じるのできない小ブルジョア的人間が、目先のことだけから敵への屈服をみずからすすんでやることになるのである。清算はけつして総括ではない。そしてそれは、党が、党としてあるとき、すなわち、単なる個人的結合としてのサークルではなく、公けに定められたへ綱領・戦術・組織（規約）を定めているときに、明瞭にだれの眼にもはっきりと区分されるであろう。

【補一】

牧田証言のあと、例のごとく各週刊誌は、牧田証言についてあれ

々は徹底的に敗北したのだ」とか、「きちんとオトシマエをつけるべきだ」とかいつてはいるが、彼は敗北」ということの意味を理解していない。いつまでたつても、オレタチの敗北だ。彼は、新左翼運動を学生運動とみ、しかも、それを、せまい自分のまわりの者の闘いにせいせいそれプラスαでしかとらえていない。新左翼運動がいかに学生運動を中心にしてきたからといって、その根はきわめて広い。これがわからぬのだ。だからどこまでいってもオレタチから離れられないことになる。こうした牧田君らにとって、党、党建設は徹底的に無縁である。組織の規律に服し、組織活動をする能力をもたない小ブル・インテリの純粹結晶がそこにある。

組織のほかにどんな武器もたないプロレタリアートは、こうした一切の小ブル・インテリ的な非組織性、個人主義、浮動性と断固として闘い、それを闘いのうちからたたき出し、前進していくのである。

【補二】

土田・日石・ピース伍裁判につづいて、警視總監公舎裁判においても真犯人探し路線、すなわち、敵への屈服・タレ込みが生じた。われわれは、この階級犯罪を断じて許さない！

当該裁判の被告・弁護団は、なにがなんでも無実をはらす、これ以外、なにを考えていない。いまや完全に敵に屈服し、タレ込みに精をだしているのだ。こうして結局は、七〇年代初頭の武闘の否定・清算の手をかしているのだ。

七二年の二つの闘い（連合赤軍闘争とテルアビブ闘争）に象徴される武装闘争を、トータルに総括すること、これをきっちりふまえ、

止揚することを不可欠のこととして、今日の党的活動をすすめよう
としないものに、プロレタリアートを指導しぬく党を建設することは
できない。

われわれは、この不可欠の前提を掘りくずし、つばをはきかける
ものたちと断固として闘うであろう。



内申書判決の意味するもの

去る五月十九日、東京高裁で、いわゆる内申書裁判控訴審判決が下された。保坂君ら原告側の完全な敗訴であった。

ほとんどのブルジョア新聞でさえ疑問を投げかけたこの判決の意義―保坂君・原告側弁護団はいうにおよばず、様々の今日の教育を憂うる人々がおおいに批判の声をあげたこの判決の意義はどこにあるのか。これをとおり一辺の反動判決、教育の反動化等で片づけるわけにはいかない。実にこの判決は、学校教育の現実―校内暴力その他に象徴されるこの現状をあくまで教育の問題として、教育の枠内でとらえ、教育の反動化を批判する凡百の教育評論家、良心的教育者、いわゆる教育実践派等々に痛撃をくらわせたのである。

判決を下した司法権力当局は、ブルジョアジーとしては、まったくたたくも問題を教育問題としてはみず、文字通り今日の、このブルジョア社会秩序そのものの問題だととらえたのである。この点を暴露しない批判は、結局のところ、良識ある人々の無力な批判でしかない。

II

保坂君やその他多勢は、内申書制度問題やそれにまつわる学校をめぐる諸々の事項をあくまで教育の問題としてとらえるが、それは、彼らが学校というところは、知識を伝え、人（生徒）を教育する場だとする牢固な常識を抱いているからである。保坂君らにとっては、

この常識、この信念、教育の場としてのあるべき姿の否定、破壊、解体等として、学校当局や文部省等の攻撃があるということになっている。たとえば、保坂君がどんなに詳細に、生き生きと、鋭く、今日の学校がおちいっている状態を描きだそうと、それが「告発」以上にできることなく終っているのはこのためである（月刊『新地平』に連載中の保坂君のレポートその他をみよ）。

学校をどんなレベルであれ、教育する場として、超階級的に思（私）念するかぎり、かの高裁判決は、不可解であろう。「教育なるもの」に思いをいれるかぎり、思いを残しているかぎり、高裁判決は、たんに許しがたいもの、想像を絶する反動的なもの、要するに理論的に了解不能な憤激の対象としかなる他はない。

学校という場がけつして、知識を伝え、教育する場ではなく（もちろんそうした機能を、学校が、その他のあらゆる場と同様、もっていることは、あるとしても）、この現存するブルジョア社会秩序を維持する場―ブルジョア社会に不可欠な規律をたたくこみ、社会の階級的ヒエラルキーを再生産し、等々する場―であることを、高裁判決は、むき出しにしめした。学校体系がそうしたものであるかぎり、一つの赤裸々な権力機構（体系）であることを自己暴露したのだ。

「特定の思想・信条が思想・信条にとどまるかぎり、これを理由として教育上の差別取り扱いをなし得ないことはもちろんであるが、生徒会規則に反し、校内の秩序に害のあるような行動にまで及んできた場合において、中学校長が高等学校に対し、学校の指導を要するものとして、その真実を知らしめ、もって入学選抜判定の資料とさせることは、思想・信条の自由の侵害

でもなければ、思想・信条による教育上の差別でもない」

この判決理由文にたいしては、どのような教育論によった批判も無力である。

階級矛盾がつまり、階級闘争が激化している今日、どんなに、教育の荒廃がおころうが、この社会秩序を上から下まで、断固として維持しぬいていく決意をしめしたものととして、判決はあるのだ。

III

保坂君は、『新地平』や『朝日ジャーナル』に寄せたレポートで、今日、教育現場が、どんなにメチャクチャになっているかを詳細に描いている。彼は、そこから、いわゆるオチコボレたち（学校からいわばドロップアウトしたものたち）に熱い眼差しをむけている。だが、彼の想いは報われていない。保坂君みずからなげいているように、いわゆるオチコボレ諸君たちは、その表相上の反抗、攻撃性とうらはらに、驚く程秩序意識に支えられており、あれこれの将来の「生活設計」を語る。彼らの「夢」というにはあまりにもわびしい「夢」も、それでさえ、実現は、おぼつかないものであれ、彼らが、一種の諦念と秩序意識に支えられているかぎり、ブルジョアジ―は安心して、教育の荒廃を放置し、激化させるだろう。

体制そのものを批判し、攻撃する隊列に彼らをいざなりという保坂君の夢想は、保坂君らが、高裁判決や内申制度、学校体制への批判を、学校―教育の場というところから批判していくかぎり、たんなる夢想におわらざるをえないであろう。そうした批判は、かのオチコボレ諸君らの諦念とコンプレックスをひっくりかえしていくテコとはけつしてなりえないからだ。

政治日誌 (一九八二年五月十五日—六月十四日)

世界

五月十六日／▽米「核凍結」を米国民の八三％が支持。
五月十七日／▽イスラエル・ザイール外交回復に合意。
五月十八日／▽「韓」国—光州蜂起二周年集会。▽サウジアラビア—ザイールと断交。
五月十九日／▽イスラエル国会、ベギン内閣不信任案を一票差

日本

五月十五日／▽沖繩、「復帰10年平和な島をつくる5・15行動」県民大会開催。
五月十六日／▽東大阪市長選、自民・新自夕が勝利。
五月十八日／▽「反核・旧軍の会」、約一千名の署名をもって反核アピール。▽三自衛隊統合図上演習開始(〓二二日)。
五月十九日／▽東京高裁、「麴町中・内申書裁判」に逆転反動判

で否決。

五月二〇日／▽カタール—ザイールと断交。▽国連—英・ア戦争の調停に失敗したと公式表明。
五月二一日／▽「韓」国—危機「対処で内閣大幅改造。▽米帝—英帝のフォ島侵略戦争の長期化を保障する兵器を調達済みと判明。
五月二二日／▽レバノン—「レバノン」を外国人から解放する戦線の反革命爆弾テロで三五名が死傷。▽リビア—ザイールと断交。

五月二四日／▽英—「フォ島に平和を」一万人集会。▽イラン—フニンシャルを奪回、イラク軍一万六千名が投降、と発表。
五月二五日／▽「韓」国—徐俊植氏の反動拘留を二年延長とする。
五月二八日／▽ポーランド—ワレサ氏、ソ連国境に移動(夫人言明)。▽「韓」国—徐勝氏、転向強要等に抗議してハンストへ突入。

五月三〇日／▽スペイン—NATO正式加盟国となる。

決。▽防衛庁、航路帯防衛戦力は継戦能力をふくむと表明。

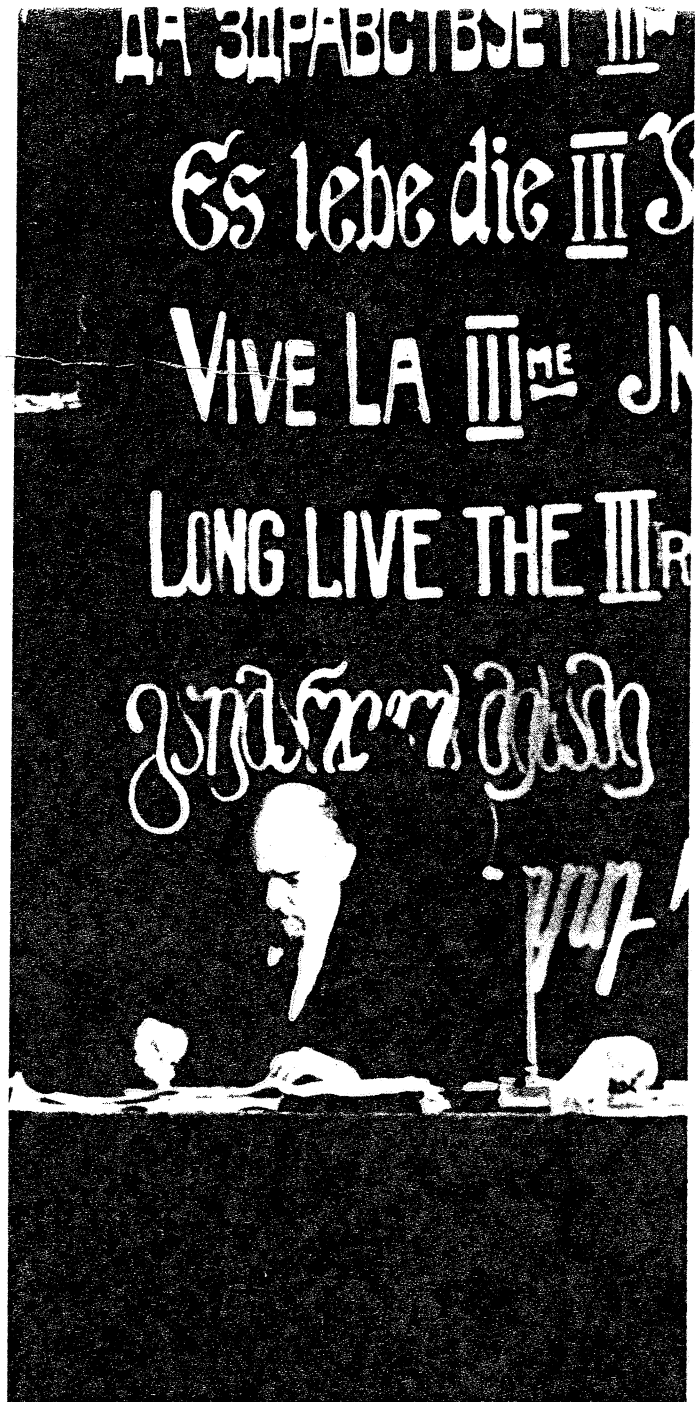
五月二〇日／▽臨調第二部会、「小さな政府」を基調に報告をまとめる。▽反核署名、二三七万人(二〇日現在)。
五月二一日／▽京大(文・農両学部)、「反戦・反核、韓国民主化闘争支持、三里塚二期工事阻止」等を掲げてスト突入。▽臨調第一部会、「税制」に関する報告。
五月二二日／▽「法政反核集会」、初の非核大学宣言。

五月二三日／▽「八二年平和のための東京行動」四〇万人集会。
▽北海道ウタリ協会、「アイヌの先住権を無視した北方領土返還運動」を批判。
五月二四日／▽自衛隊、北海道で三隊統合の航路帯防衛実動演習を開始。

五月二五日／▽東京地裁で牧田氏が「屈服」証言。
五月二八日／▽東京地裁、「ツリー爆弾事件」の熊谷氏に懲役二〇年を判決。

五月二九日／▽在日韓国・朝鮮人大学教官懇談会、「外国人任用特別法案」の批判・反対決議を採択。▽臨調第一部会、「行政改革の理念及び重要行政施策の在り方について」を報告。

五月三一日／▽大阪高裁、三里塚闘争参加の元公務員ら五氏の懲戒免職は有効と判決。▽臨調第二部会、「公務員給与のあり方等について」「総合調整機能及び行政組織のあり方について」を報告。
▽日・中首脳会談(中国・首相、日帝・鈴木)。



1919・3 コミンテルン第1回大会幹部席

六月一日/▽米帝―国際反核集会参加の四九〇名へのビザ発給を拒否。

六月二日/▽「韓」国―外相を更迭、また、金泳三氏を軟禁。▽キューバー非同盟諸国外相会議開幕（六日）。

六月四日/▽レバノン―南部レバノンを空爆。停戦が破れ全面戦に転化。

六月五日/▽イタリア―反核三〇万人集会。▽パリ・サミット。

六月六日/▽レバノン―イスラエル戦車大隊侵攻。▽パリ・サミット―「ベルサイユ宣言」採択。▽イギリス―反核二五万人集会。

六月七日/▽レバノン―イスラエル軍、リタニ川以南を制圧。▽イラン―南部レバノンへ軍を派遣中と発表。▽ブラジル・ペルー・エクアドル・ベネズエラ―米帝との海軍合同演習に不参加と決定。

六月八日/▽チャド―アブレ元国防相派がクーデター。

六月九日/▽レバノン―イスラエル軍、ベイルート・シリア軍ミサイル基地・ダマスカス郊外を爆撃。

六月十日/▽イラン―首長国連邦―義勇軍のレバノン派遣つづく。

▽イラク―革命評議会、二週間以内のイラン撤退を決定。▽西ドイツ―反核二〇万人集会。

六月十一日/▽イスラエル―レバノン侵略部隊に戦線固定を司令。

六月十二日/▽アメリカ―国際反核「五〇万人デモ」出発。

六月十三日/▽アメリカ―国際反核集会・デモ、百万人に拡大。

六月十四日/▽英・アークランド（マルビナス）戦争終了。

▽米帝―反核行動の千六百名を逮捕。

六月一日/▽広島地裁、「自衛官合祀訴訟」で政教分離を示す。▽経団連（防衛生産委）、兵器国産化の拡大を決議。

六月三日/▽八一年度原発事故、過去最高の三六件。

六月四日/▽「働き方改革」も・働けるんだわわたしたちも」共同作業所全国連絡会第五回全国集会開催（京都）。

六月七日/▽「伊方原発訴訟」で原告側、四国電力の安全管理規定提出却下に抗議して特別抗告。

六月十日/▽「李憲治君を救う会」（李氏はデッチあげスパイ罪で無期刑下にある）結成。

六月十三日/▽「核と戦争のない世界をめざす行動・六月」東京集会に四千名結集。

火花 第十五号

発行日 一九八二年七月一日

編集発行 火花編集委員会

定価 三〇〇円

火花 第 15 号

発行日 1982年7月1日

編集発行 火花編集委員会

定 価 300円